

令和4年度 府中市中小企業等原油価格・物価高騰臨時対策支援事業 要項

1. 目的

原油高の影響による物価高が続いており、今後も上昇が続くと見込まれることから、厳しい状況に置かれている市内事業者に対し、府中市内の事業所において事業に要した燃料費および光熱費の一部を補助し、事業継続および経営安定を支援することを目的に実施します。

2. 対象者

(1) 中小企業（法人・個人事業主）

常時使用する従業員数または資本金のいずれか一方が下表に該当するもの

業種	資本金	従業員数
製造業・建設業・その他	3億円以下	300人以下
卸売業	1億円以下	100人以下
小売業（飲食業を含む）	5,000万円以下	50人以下
サービス業	5,000万円以下	100人以下
医療法人等 （医療法人、及び医業を主たる事業とする 社会福祉法人、財団法人又は社団法人等）	—	300人以下

(2) 大企業

(1) に掲げる要件（常時使用する従業員数および資本金）をいずれも上回るもの

<注>

- 大企業のグループ会社であっても(1)の要件を満たす場合は「中小企業」として申請できます。
- 従業員には、個人事業主の家族従業員、臨時の使用人、法人の役員を含みません。ただし、パート・アルバイト等名目は臨時雇いであっても、事業の経営上不可欠な人員は従業員に含みます。また、NPO法人の場合、雇用関係のないボランティアは従業員に含みません。
- 「製造業・建設業・その他」の「その他」には、例えば、不動産業、運送業、倉庫業、印刷業、保険媒介代理業（生命保険、損害保険等）が含まれます。
- 性風俗関連特殊営業、金融保険業（保険媒介代理業を除く）、宗教法人、非営利団体（NPOを除く）は本支援金の対象外です。また、事業の内容により対象外とする場合があります。

3. 支援要件

以下の全ての要件を満たすこと

- 2021年11月30日時点で、法人の場合は本店または事業所のいずれかを、個人事業主の場合は事業所を府中市内に有し、その後も継続して市内で事業を営んでいること（法人の場合の本店とは、単なる登記上の所在地というだけではなく事業実態があることが必要です。また、個人事業主の場合は、府中市内に住所を有していても、府中市内に事業所を有していない場合は対象外です。）
- 売上高または売上総利益（以下、「売上高等」といいます。）について、2022年1月～12月の任意のひと月の金額が、2019年～2021年の同月の金額と比較して10%以上減少していること
- 暴力団その他の反社会的勢力およびそれらの構成員と関係がないこと

- (4) 支援を受けた後も事業を継続する意思があること
- (5) 府中市が同じ目的で既の実施している事業者向けの補助金の交付を受けておらず、今後も受けないこと
- ・ 障害福祉サービス事業所等原油価格・物価高騰臨時対策事業
 - ・ 介護サービス事業所原油価格・物価高騰臨時対策事業
 - ・ 保育施設等原油価格・物価高騰臨時対策事業
 - ・ 私立幼稚園原油価格・物価高騰臨時対策事業
 - ・ 農業団体等原油価格・物価高騰臨時対策事業
 - ・ 乗合バス・タクシー事業者原油価格・物価高騰臨時対策事業
- (6) 支援額の上乗せ（2万円）を希望する中小企業においては、むさし府中商工会議所の経営相談を1年以上継続して受ける意思があること（むさし府中商工会議所が実施するセミナー等への参加、経営に関する個別相談の実施など）

4. 支援額

区分	中小企業（法人・個人事業主）		大企業
算定方法	2022年4月～12月の任意の1か月間に支払った燃料費等（燃料費、電気料金、ガス料金のいずれか一つまたは複数の合計額であって、府中市内の事業所にかかるものに限る。以下同じ）と、前年同月に支払った燃料費等（比較する条件は統一すること）との差額に12を乗じた金額（1,000円未満切捨て）		
上限額	通常	1事業者あたり 法人10万円・個人事業主5万円	1事業者あたり40万円
	上乗せ支援	1事業者あたり2万円を加算し 法人12万円・個人事業主7万円に引き上げ	

5. 申請期間

2022年12月12日（月）から2023年3月31日（金）まで（郵送の場合は期間内必着）

※予算額に達し次第、申請受付を終了する場合があります。

6. 支援金の交付

申請受付から3週間程度（書類不備などの場合には、時間がかかることがあります。）

7. 申請書類の入手と提出先

(1) 入手先

むさし府中商工会議所ホームページ、商工会議所窓口、府中市役所（4階 産業振興課窓口）

(2) 提出先

〒183-0006 府中市緑町3-5-2 むさし府中商工会議所

府中市中小企業等原油価格・物価高騰支援事業 係（書面の持参または郵送）

※郵送に際して、書留やレターパック等の追跡ができる方法を推奨します。

※郵送費用は申請者負担です。

8. 提出資料

- 通帳や領収書のコピーを用紙に貼るなどして、提出資料はA4版でそろえてください。
- 該当部分を枠で囲んだり着色する、また算定根拠を資料の余白に附記するなど、確認作業の迅速化にご協力ください。
- 「売上高等」の減少の要件の確認にあたっては、「売上高」の減少に基づく申請を原則とし、それによるのが難しい場合に「売上総利益」の減少に基づく申請としてください。
- 同じ資料で別の事項が確認できる場合は兼ねることができます(該当部分を明示してください)。
- 表中に掲げた資料は例示ですので、趣旨に合致する他の資料でも代替することができます。

I. 全事業者共通		確認
1	府中市中小企業等原油価格・物価高騰臨時対策支援事業申請書(規定様式) ※大企業における「代表者」は府中市内の事業所を管理する部門(本社でもよい)の責任者に、「自署」は記名・押印に、代えることができる	
2	申請者の名義の振込先銀行口座が確認できる資料 ※原則として預金通帳の見開きページのコピー ※「金融機関名、支店名、預金種類、口座番号、口座名義人(フリガナ)」が確認できるネットバンキングの画面コピーなどでもよい	
II. 個人事業主		確認
3	本人確認資料 ※住所と氏名が確認できるもの(府中市内に事業所がある場合、住所は府中市内でなくてもよい) ※運転免許証、健康保険証、マイナンバーカード(写真のある表面のみ、性別・臓器提供意思の欄はマスク)などのコピー	
4	売上高等の減少が確認できる資料 ※2022年1月～12月の任意のひと月の売上高等が、2019年～2021年の同月と比べて10%以上減少していることがわかる資料 ※青色申告決算書の1面と2面、残高試算表や帳簿のコピーなど	
5	燃料費等の支払額が確認できる資料 ※2022年4月～12月の任意の1か月間に支払った燃料費等の金額と、前年同月に支払った燃料費等の金額が確認できる資料(比較する条件は統一すること) ※領収書、レシート、検針の記録、クレジットカードの明細書のコピーなど(組み合わせてもよい) ※口座引き落としの場合は、通帳の名義がわかるページと引き落としが記録された部分のコピー(資料「2」の振込先口座と異なってもよい)	
6	事業活動が確認できる資料 ※申請者の名義で取得した府中市内の事業所の許認可の証明書のコピー、府中市内の事業所の賃貸借契約書のコピー、「事業所所在地」に府中市内の事業所が明記されている青色申告決算書の1面のコピー、直近の府中市の固定資産税(償却資産)の申告書(第26号様式)のコピーなど ※府中市内に住所のある場合は、2021年分の所得税確定申告書(第一表の「収入金額等」の欄に「事業所得㉞」または「不動産所得㉟」の記載が確認できるもの)のコピーなど	

Ⅲ. 法人（中小企業）		確認
7	履歴事項全部証明書 ※申請日から3か月以内に発行されたもの（コピーでもよい）	
8	売上高等の減少が確認できる資料 ※2022年1月～12月の任意のひと月の売上高等が、2019年～2021年の同月と比べて10%以上減少していることがわかる資料 ※法人事業概況説明書（両面）、残高試算表や帳簿のコピーなど	
9	燃料費等の支払額が確認できる資料 ※個人事業主の「5」に準じる	
10	事業活動が確認できる資料 ※本店が府中市内にあることが、または（本店は府中市内にはないが）事業所が府中市内に存在することが、「7」の履歴事項全部証明書で確認できる場合の例 直近の法人税の確定申告書（別表一）のコピーなど ※本店が府中市内になく、かつ府中市内の事業所の存在が「7」の履歴事項全部証明書で確認できない場合の例 申請者の名義で取得した府中市内の事業所の許認可の証明書のコピー、府中市内の事業所の賃貸借契約書のコピー、直近の府中市の法人市民税の確定申告書（第20号様式）のコピー、直近の府中市の固定資産税（償却資産）の申告書（第26号様式）のコピーなど	
Ⅳ. 法人（大企業）		確認
11	履歴事項全部証明書または履歴事項一部証明書 ※申請日から3か月以内に発行されたもの（コピーでもよい） ※商号、本店所在地、「14」で「10」を準用する場合は府中市内の事業所（登記された支店）の所在地について、2021年12月1日以降の履歴が確認できるものであれば、他の登記事項については任意	
12	売上高等の減少が確認できる資料 ※原則として法人（中小企業）の「8」に準じる ※ただし、有価証券報告書、会社法440条1項の公告その他の方法により継続的に決算状況を公表している場合は、その公表された決算に基づく各事業年度の売上高等の金額を1か月分に換算した数値の比較をもって代えることができる ※有価証券報告書、決算公告など公表資料の該当部分のコピーなど	
13	燃料費等の支払額が確認できる資料 ※個人事業主の「5」に準じる	
14	事業活動が確認できる資料 ※原則として法人（中小企業）の「10」に準じる ※ただし、有価証券報告書、事業活動に関する年次報告書その他の公表資料に府中市内の事業所が明示されている場合は、その資料をもって代えることができる ※有価証券報告書、年次報告書など公表資料の該当部分のコピーなど	

9. 注意事項

- 本支援金の申請は1事業者について1回限りです。複数の事業所を有する場合は、まとめて申請してください。
- 自宅兼事務所などの燃料費等は、いわゆる家事按分などにより合理的な基準で算定された事業分相当額のみが対象です。算定根拠を明らかにして提出資料の余白に附記してください。
- 不動産賃貸業にかかる燃料費等も対象となりますが、実質的に貸借人の負担する金額は控除して算定します。賃貸人が負担する純額が算定できる資料もあわせてご提出ください。
- 従業員が自宅から事業所まで自動車通勤する場合に支給する燃料費（ガソリン・軽油代）は、事業に直接要する経費ではないため、対象なりません。
- 資料として提出する確定申告書の写しは、税務署等の收受印のあるもの、または電子申告されたもの（日時・番号が記載されたもの、または受信通知の添付）に限ります。
- 後日、事務局から記載内容について確認することがありますので、提出書類の控え（コピー）をお取りください。
- 提出された書類等について不審な点がみられる場合、調査することがあります。調査の結果によって不正な申請と判断された場合、支給の取消し、返還請求等を行いません。また行政等の調査協力のため、申請内容を提供する場合があります。

10. お問い合わせ先

むさし府中商工会議所 中小企業相談所 〒183-0006 府中市緑町 3-5-2
TEL 042-362-6421 FAX 042-369-9889 メール <info@tama5cci.or.jp>